

令和7年黒石市教育委員会第3回定例会会議録

日時及び場所 令和7年3月26日(水)午後1時30分 黒石市教育委員会 会議室

会議出席者 教育長 山内孝行
委員 1番 永川信子
委員 2番 後藤耕谷
委員 3番 宇野元雄
委員 4番 村上照幸

会議欠席者 なし

説明のため出席した者の職氏名

教育部長 樋口秀仁
指導課長 高木威
学校教育課長 西塚啓
社会教育課長 村元裕
文化スポーツ課長 池田守臣
学校教育課長補佐 大平清紀
学校教育課長補佐 須藤亜貴子(書記)

会議に付した案件

- 第1 会議録の承認
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名委員の指名
- 第4 教育長等の報告
- 第5 報告第1号 臨時代理した事務の報告について
- 第6 議案第10号 黒石市みんなのホール条例施行規則の制定について
- 第7 議案第11号 黒石市部活動指導員の設置等に関する規則の制定について
- 第8 議案第12号 黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について
- 第9 議案第13号 黒石市教育委員会公印規則の一部改正について
- 第10 議案第14号 黒石市外国語指導助手任用規則の一部改正について
- 第11 議案第15号 教育長の権限に属する事務の一部を黒石市みんなのホール館長に委任する規程の制定について
- 第12 議案第16号 黒石市教育委員会専決代決規程の一部改正について
- 第13 議案第17号 黒石市立小学校及び中学校における医療的ケア実施要綱の制定について
- 第14 議案第18号 黒石市地域学校協働活動の実施及び推進に関する要綱の一部改正について
- 第15 議案第19号 教育財産の用途廃止について
- 第16 議案第20号 教育財産の用途廃止について
- 第17 議案第21号 黒石市立学校部活動の地域移行推進計画の策定について
- 第18 議案第22号 黒石市立学校職員健康管理医の委嘱について
- 第19 議案第23号 黒石市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- 第20 議案第24号 黒石市社会教育委員の委嘱について

会議の顛末

開会宣告（午後1時30分）

第1 会議録の承認

令和7年黒石市教育委員会第2回定例会の会議録については、委員全員異議なく原文を承認する。

第2 会期の決定

会期については、令和7年3月26日の1日とすることで、委員全員異議なく決定する。

第3 会議録署名委員の指名

教育長が「2番 後藤耕谷委員」を指名する。

第4 教育長等の報告（議事前報告）

1 令和7年第1回黒石市議会定例会での教育に関する一般質問について

（1）学校教育課関係

所属会派	質問議員	質問要旨
自民・公明クラブ	大溝 雅 昭	4 教育問題について ア 教員不足について イ 障害を有する子供への教育支援について

（2）指導課関係

なし

（3）社会教育課関係

なし

（4）文化スポーツ課関係

所属会派	質問議員	質問要旨
自民・公明クラブ	中 田 博 文	3 （仮称）黒石市立子ども美術館整備事業について
日 本 共 産 党	工 藤 禎 子	1 （仮称）黒石市立子ども美術館整備事業の見直しについて

2 令和7年度黒石市教育委員会事業計画について

学校教育課長、指導課長、社会教育課長、文化スポーツ課長の順で、各課の事業計画を説明。

第5 報告第1号 臨時代理した事務の報告について

教育部長が資料に基づき「令和7年第1回黒石市議会定例会に提出する議案に対する意見について」報告した。

- 1 黒石市みんなのホール条例制定について
- 2 黒石市立公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 3 名勝金平成園（澤成園）条例の一部を改正する条例制定について
- 4 令和6年度黒石市一般会計補正予算（第10号） 教育関係部分抜粋
- 5 令和7年度黒石市一般会計予算 教育関係部分抜粋

宇野委員

働き方改革の校務支援システムについて、もう少し教えてください。

学校教育課長

統合型校務支援システムは、児童生徒の出欠管理や成績管理といった、今まで先生方が一つ一つ個別に作成していたものを、一人の情報としてデータを統合し一括管理できるシステムとなっているため、転記や作り直しをすることがなくなり、働き方改革へ繋がるものとして導入するものです。

教育長

補足しますが、一言で言えば事務の効率化、校務支援システムを導入することで事務処理の時間を短縮する。また、児童生徒だけではなく、教職員の勤退、旅行、休日などの管理が一元化されるというものです。

宇野委員

部活動関係の事業に予算措置が講じられたことは進歩だと思います。今後、先生方の働き方にも変化が生じてくると思います。

教育部長

部活動が、クラブチーム化されていることもあり、学校単位での中体連出場は、どんどん少なくなっていくように思います。この辺の推移を今は見守るしかないと思っております。

また、教職員の人事異動でスポーツに特化した先生が来られたり出られたりということもありますので、まずは、今年度やってみて、今後について判断したいと考えております。

第6 議案第10号 黒石市みんなのホール条例施行規則の制定について

黒石市みんなのホール条例（令和7年黒石市条例第3号）が制定されたことに伴い、規則を制定しようとするものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り、全員異議なく原案を可決する。

第7 議案第11号 黒石市部活動指導員の設置等に関する規則の制定について

部活動の指導体制の充実及び資質向上を図るとともに、教員の働き方改革を推進するため、規則を制定しようとするものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り、全員異議なく原案を可決する。

第8 議案第12号 黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について

黒石市教育委員会事務局の分掌事務の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り、全員異議なく原案を可決する。

第9 議案第13号 黒石市教育委員会公印規則の一部改正について

黒石市立黒石公民館の廃止及び黒石市みんなのホールの設置に伴い、所要の改正をしようとするものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り、全員異議なく原案を可決する。

第10 議案第14号 黒石市外国語指導助手任用規則の一部改正について

黒石市外国語指導助手の報酬額等の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り、全員異議なく原案を可決する。

第11 議案第15号 教育長の権限に属する事務の一部を黒石市みんなのホール館長に委任する
規程の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき、教育長の権限に属する事務の一部を黒石市みんなのホール館長に委任することについて、必要な事項を定めようとするものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り、全員異議なく原案を可決する。

第12 議案第16号 黒石市教育委員会専決代決規程の一部改正について

専決権限者の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り、全員異議なく原案を可決する。

第13 議案第17号 黒石市立小学校及び中学校における医療的ケア実施要綱の制定について

黒石市立小学校及び中学校において実施する医療的ケアについて、必要な事項を定めようとするものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入る。

宇野委員

令和6年度あるいは令和7年度に医療的ケアを必要とする児童生徒は、どちらに在籍しますか。

学校教育課長

令和7年4月に黒石東小学校へ入学される児童1人が、医療的ケアを必要とする子となっております。

宇野委員

それに伴って、看護師あるいは准看護師の資格を有する者がケアを行うことになると思いますが、学校に常駐させるということになるのですか。

学校教育課長

今回入学してくる児童は、1型糖尿病ということで、インスリンの投与が必要な子となります。昼食の前後に血糖値を測り、状況に応じて補食をしたりインスリンを投与したりということが必要になりますので、訪問看護事業者に委託をして、1日に最大で90分間、その時間に合わせて看護師に来校してもらい、ケアをしてもらう予定で考えております。

以上、審議を終え、全員異議なく原案を可決する。

第14 議案第18号 黒石市地域学校協働活動の実施及び推進に関する要綱の一部改正について

黒石市立黒石公民館の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り、全員異議なく原案を可決する。

第15～第16 教育財産の用途廃止について

議案第19号 黒石市立黒石公民館の廃止に伴い、黒石市立黒石公民館の土地及び建物について教育財産としての用途を廃止し、市長事務局へ引き継ぎするため、提案するものである。

議案第20号 黒石市立浅瀬石公民館の移転に伴い、移転前の黒石市立浅瀬石公民館の土地及

び建物について教育財産としての用途を廃止し、市長事務部局へ引き継ぎするため、提案するものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入る。

議案第19号 黒石市立黒石公民館の用途廃止について、全員異議なく原案を可決する。

議案第20号 黒石市立浅瀬石公民館の用途廃止について、全員異議なく原案を可決する。

第17 議案第21号 黒石市立学校部活動の地域移行推進計画の策定について

スポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月策定）」に基づき、黒石市立学校部活動の地域移行推進計画を策定するため、提案するものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入る。

宇野委員

指導員が2人ずつということですが、休日の運動部活動と捉えてよろしいのですか、それとも平日も入っているのですか。

教育部長

指導員と学校との協議になります。計画は指導課が主担で進めていますが、今後は文化スポーツ課が主担となって調整をしていく予定で考えております。

宇野委員

実行するのはいつ頃ですか。

教育部長

今年の5月から2月です。今年の4月や来年の3月はどうなるのかと、疑問を持たれるかと思いますが、この5月から2月というのは、県が指し示した補助金の要綱に沿っておりますので、自治体としては、要綱に則して運用していかなければならないという状況になっております。

宇野委員

もう一点、設置等に関する規則の中で、教育委員会は、部活動指導員に対し、職務遂行にあたり必要な研修を行わなければならないと明記されていますが、どのような研修なのかお知らせください。

文化スポーツ課長

部活動指導員の身分は会計年度任用職員となりますので、地方公務員としての説明、また、県主催の部活動指導員の研修をオンラインや現地へ出向いて受けさせる予定で考えております。

宇野委員

それが最低限の研修で、その後、スポーツ協会やA&Eの方で認めて推薦するということですか。

文化スポーツ課長

まず、指導者として適格かどうかをA&Eと市スポーツ協会に判断していただいて、その

後で市の会計年度任用職員として任用しますので、基準を満たしているものとして任用の手続きを進めていくことになります。

以上、審議を終え、全員異議なく原案を可決する。

第18 議案第22号 黒石市立学校職員健康管理医の委嘱について

黒石市立学校職員健康管理医の任期が令和7年3月31日で満了することに伴い、提案するものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り、全員異議なく原案を可決する。

第19 議案第23号 黒石市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

黒石市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が令和7年3月31日で満了することに伴い、提案するものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り、全員異議なく原案を可決する。

第20 議案第24号 黒石市社会教育委員の委嘱について

黒石市社会教育委員の任期が令和7年3月31日で満了することに伴い、提案するものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入る。

岡崎 裕子氏について、全員異議なく原案を可決する。

公開終了（午後2時46分）

黒石市教育委員会会議規則（平成25年黒石市教育委員会規則第1号）第18条及び第19条の規定に基づき作成した令和7年黒石市教育委員会第3回定例会の会議録について、同規則第20条の規定による承認を受けたので、同規則第21条の規定に基づき、ここに署名する。

令和7年4月24日

黒石市教育長 （山内孝行）

黒石市教育委員 （後藤耕谷）